

第二十八号議案

江戸川区水上バスステーション条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区水上バスステーション条例の一部を改正する条例
江戸川区水上バスステーション条例（平成元年十月江戸川区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
別表第二（備考を除く。）を次のように改める。
別表第二（第七条関係）

利用単位		使用料	
一 ステーション 一日	船舶の総トン数の 一トンにつき	係留時間十二時間以内の船舶	十円三十四銭
		係留時間十二時間を超える船舶	十七円二十三銭

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区水上バスステーション条例別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に既に利用の承認を受けてい

る者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。